時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

明治二十九年四月十七日金曜日（庚子）
舊暦丙申三月五日
日出午前五時七分　日入午後六時十五分
月出午前七時零三分　月入午後十時二十五分
滿潮午前七時二十一分　滿潮午後七時四十六分
（西暦千八百九十六年）
年始より百八日
年末まで二百五十八日

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價（府外遞送には此他後に揭ぐる遞送料を要す）

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六十錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末一切休刊せず）

●前金●　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢
五　露領浦鹽斯德、淸國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十七錢	十六錢	十五錢

社說

海軍の任務

軍備擴張に鑑武者を造るの思想を脱す可しとは前號に述べたれども既に其思想を脱し海軍に心掛けたる處にて其海軍は何の必要に備ふるものか篤と考へざる可らず申すまでもなく國の軍備は自衛の爲めにするものなれども戰爭は不慮の出來事にして朝に在て夕の變化も知る可らざる其代りに五年十年乃至は三十年五十年も平和の續くことも珍らしからず其平和無事の間に軍備は全く無用に似たれども我に防ぐの備あればこそ他國も容易に窺ふこと能はざる次第にして軍備は即ち平和を維持する所以のものとは云ひながら又一方より見れば軍備は不生產的の事にして第一に働き盛りなる國中の壯丁を引拔きて其勤勞を閑却せしむるは無論、軍艦大砲等の兵器の如き之を維持保存する費用のみにても容易ならず何れも空しく費して一錢の利益なきものなれば平時と雖も成る可く之を利用して任務を盡さしめざる可らず海軍の如きは特に平時の用に適するものにして其任務の大なるを見る可し

抑も文明の立國は商賣貿易に依賴すること大なり國內に殖產興業の事を勉むるは即ち商賣貿易の盛大を謀るものにして今の世界に於ては商賣貿易の外に立國の道なしと斷言して實際に差支ある可らず此點よりすれば一國の軍備は取りも直さず商賣貿易を保護するが爲めにして其目的は自から明白なれども我國人は封建の遺傳、とかく商賣を輕んずるの風を免れず單に國を護ると唱ふる其國とは只日本國の土地を意味するものにして戰爭の場合には尺寸の土地も失ふ可らずとの覺悟にて大に奮發する其奮發は甚だ善しと雖も平時の商賣には甚だ冷淡にして立國の基礎として力を以て之を保護するなどの考は殆んど念頭にも浮ばざるもの丶如し土地の保護は素より大切なれども商賣貿易にして振はざるときは何に依て國を立つ可きや尺寸の土、愛す可しと雖も商賣貿易、大に保護せざる可らず而して其保護は平時に於て最も肝要と知る可きなり英國の海軍の如きは專ら商賣保護の目的にして本國は申すまでもなく海外に於ける貿易の情況、殖民地の事情より其計畫を立て苟も自國の商賣の行はるゝ處、又その人民の移住する處には軍艦を派出して保護に怠らず又その軍人も平時には商賣の保護を以て自から任ずることなれども日本の商賣貿易は曾て海軍の保護を蒙りたることなし假令ひ手不足とは云ひながら本來心得の間違ひたるが爲めに外ならず今や我國の商賣貿易はます／＼發達して既に日本船を以て歐洲の航路を開きたる程の次第なれば濠洲線の如き米國線の如きも遠からずして着手することなる可し又人民の海外に移住するものも近來次第に數を增して南洋諸嶋の邊にも種々の業に從事するもの多し何れも軍艦の保護を要する所にして此頃トラック嶋にて日本人の盜害されたる如き事は小なりと雖も本來を云へば軍艦の一隻ぐらゐは直に派遣して然る可き筈なり是等の點より見來れば現在の海軍にては決して滿足するを得ず大に擴張す可きは勿論なれども其擴張と同時に從來の護國主義を止めにし大に商賣貿易を保護するの覺悟なかる可らず若しも然らざるに於ては幾十萬噸の軍艦も平時に於ては只是れ無用の長物にして國民をして空しく負擔に苦しましむるに過ぎざるのみ吳れ／＼も注意す可き所のものなり

官報

○勅令

朕大藏省官制中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム
御名　御璽
明治二十九年四月十五日　內閣總理大臣、大藏大臣副署

勅令第百三十七號
明治二十六年勅令第百三十五號大藏省官制中左ノ通改正ス
第九條　大藏省ニ主計官三人主税官四人技師一人鑑定官一人ヲ置ク奏任トス
主計官ハ主計局ニ主税官ハ主税局ニ技師ハ大臣官房ニ屬シテ其ノ事務ヲ掌ル
大藏省ニ鑑定官補三人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ鑑定ニ關スル事務ニ從事ス
第十條中「二百六十三人」ヲ「二百九十一人」ニ改ム

朕大藏省鑑定官及大藏省鑑定官補俸給ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム
御名　御璽
明治二十九年四月十五日　內閣總理大臣、大藏大臣副署

勅令第百三十八號
大藏省鑑定官及大藏省鑑定官補ノ俸給ハ明治二十四年勅令第八十四號技術官俸給令ニ依ル

朕種馬牧場及種馬所官制ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム
御名　御璽
明治二十九年四月十五日　內閣總理大臣、農商務大臣副署

勅令第百三十九號
種馬牧場及種馬所官制
第一條　種馬牧場ハ農商務大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル
一　馬匹ノ改良、蕃殖、育成及其ノ試驗ニ關スル事項
二　種馬ノ種付及配布ニ關スル事項
第二條　各種馬牧場ニ左ノ職員ヲ置ク
場長　技師　技手　書記
第三條　場長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ農商務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ場中全般ノ事務ヲ掌理ス
第四條　技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ場務ヲ掌ル
第五條　技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ場務ニ從事ス
第六條　書記ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
第七條　種馬所ハ農商務大臣ノ管理ニ屬シ左ノ事務ヲ掌ル
一　種馬ノ飼養管理ニ關スル事項
二　牝牡馬配合ニ關スル事項
三　民有種馬ノ監督ニ關スル事項
四　種付牝馬ノ產駒成蹟ニ關スル事項
第八條　各種馬所ニ左ノ職員ヲ置ク
所長　技師　技手　書記
第九條　所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ農商務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所中全般ノ事務ヲ掌理ス
第十條　技師ハ上官ノ指揮ヲ承ケ所務ヲ掌ル
第十一條　技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
第十二條　書記ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
第十三條　各種馬牧場及各種馬所ヲ通シテ專任技師十九人專任技手七十人專任書記四十二人ヲ以テ定員トス
第十四條　種馬牧場ハ二箇所以內トシ種馬所ハ十六箇所以內トス
第十五條　種馬牧場及種馬所ノ名稱位置幷種馬所ノ管轄區域ハ農商務大臣ノ定ムル所ニ依ル

朕牧馬監督官制ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム
御名　御璽
明治二十九年四月十五日　內閣總理大臣、農商務大臣副署

勅令第百四十號
牧馬監督官制
第一條　農商務省ニ左ノ職員ヲ置キ農務局ニ屬セシム
牧馬監督官　專任三人
牧馬監督官補　專任五人
牧馬監督官書記　二人
第二條　牧馬監督官ハ奏任トス農商務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ種馬牧場及種馬所監督ニ關スル事務ヲ掌ル
第三條　牧馬監督官補ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ監督ノ事務ヲ助ク
第四條　牧馬監督官書記ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

朕牧馬監督官及牧馬監督官補任用ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム
御名　御璽
明治二十九年四月十五日　內閣總理大臣、農商務大臣副署

勅令第百四十一號
牧馬監督官及牧馬監督官補ハ文官任用令第四條ニ依ラス任用スルコトヲ得

朕高等官官等俸給令中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム
御名　御璽
明治二十九年四月十五日　內閣總理大臣　侯爵伊藤博文

勅令第百四十二號
高等官官等俸給令中左ノ通改正ス
第九條中大藏省主税官ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
農商務省牧馬監督官　高等文官年俸二號表ニ依ル
文武高等官官等表中大藏省ノ欄內大藏省主税官ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
「大藏省鑑定官」「同上」「同上」「同上」「同上」
同表中農商務省ノ欄內次官ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
「製鐵所長官」「同上」
同表中同省ノ欄內鑛山監督官ノ次ニ左ノ三項ヲ加フ
「貿易品陳列館長」「同上」「同上」「同上」「同上」
「製鐵所事務官」「同上」「同上」「同上」「同上」
「牧馬監督官」「同上」「同上」「同上」「同上」
同表中遞信省ノ欄ノ次ニ左ノ一欄ヲ加フ

拓殖務省	拓殖務大臣	拓殖務次官	局長　同上
拓殖務省參事官	同上	同上	同上
拓殖務大臣秘書官	同上	同上	同上
拓殖務書記官	同上	同上	同上

高等文官官等相當俸給表中遞信省鐵道事務官ノ次ニ「貿易品陳列館長」「製鐵所事務官」「農商務省牧馬監督官」ヲ加フ

朕文武判任官等級表中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム
御名　御璽
明治二十九年四月十五日　內閣總理大臣　侯爵伊藤博文

勅令第百四十三號
文武判任官等級表中左ノ通改正ス
公使館書記生ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ
領事館書記生
「大藏省鑑定官補」同　「大藏省鑑定官補」同
鑑定官補同　「大藏省鑑定官補」同
林務官補ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ
「農商務省牧馬監督官補」同　「農商務省牧馬監督官補」同
監督官補同　「農商務省牧馬監督官補」同
「農商務省牧馬監督官書記」同　「農商務省牧馬監督官書記」同
牧馬監督官書記同　「農商務省牧馬監督官書記」同
書記同

夜滊車の

第二回　犯罪

探偵石山代吉は妹れ髭と
急ぎにステーションへ行
車にて凡そ一時間ほど隔
採も代吉は彼の夜滊車犯
り未だ二時間ならず、早
者山田敬藏の屍體を檢視
たる所、一見先づ山田が死
數に於て敵し難く、ムザ
白なり
是等の犯罪者を探偵し終
者へは一萬弗を與へんと
石山代吉は滿身生創なる
憤慨の涙、禁じ敢へず
死なしたり殘念至極、
田敬藏、お前を殺した
れば、此身は夜の目も
と、尙は之を見るに、今
る死骸なれば、未だ其指
後日の參考品として其數
には知らせたくなき一發
は何なるか、そは後の條
屍は間もなく山田が宅へ
き筈なり、石山代吉は素
と世話人の役を勸め、今
でたるとき、肩へ手を掛
お前さんは探偵かず
と問ふ者あり、見ればマダ
スべ／＼したる顏にして、
りけり、代吉は卒直なる
お前さんの用ヲ云ふの
或人達のみとに就て、
フーンさうか、話しな
先づお前さんは愈々探
如何にも此身は探偵サ
お話と云ふのは外でも
行て、話をして居なすッた
今岡和助と云ふブレー
ですが、山田敬藏の殺
に乘て居ました、お前
思ひなさるか
と聞くより探偵は嬉れし
そいつア何よりだ、是非
往來、邪魔が這入ちや
なせへ
と兩人は疾歩に街道を進み
屋に入り、奧まりたる秘
卓を中に差向ひの坐定りお
兄貴、酒を誂へやうか
代吉は八を寄せて
廢止ねへ、酒所か、此一
なけりや成らねへ、彼の
てる丈の事を直話して
野生や、そりや中々知て
が鐵砲で擊られると、直